

寒川町総合計画審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (組 織) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者について 町長が委嘱する。 (1) (略) <u>(2) 町議会の議員</u> <u>(3)～(7)</u> ～ 略 ～	～ 略 ～ (組 織) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者について 町長が委嘱する。 (1) (略) <u>(削る)</u> <u>(2)～(6)</u> ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行す る。</u>